

国民年金だよ



年金を受けている方が亡くなったとき

年金を受けている方が亡くなると、年金を受ける権利がなくなるため、「年金受給権者死亡届(報告書)」の提出が必要です。

なお、平成23年7月以降、日本年金機構に住民票コードが収録されている方は、原則として、「年金受給権者死亡届(報告書)」を省略できるようにしました。

また、年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

未支給年金を受け取れる遺族

年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた遺族の範囲及び順番は次のとおりです。

- ① 配偶者 ② 子 ③ 父母 ④ 孫
- ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹
- ⑦ その他 (①～⑥以外の3親等内の親族)

未支給年金請求に必要な書類

- ・ 亡くなった方の年金証書
- ・ 亡くなった方と請求する方の身分関係が確認できる書類(戸籍謄本等)
- ・ 亡くなった方と請求する方が生計を同じくしていたことがわかる書類(住民票の写し(コピー不可)・個人番号の記載がないもの ※1)
- ・ 受け取りを希望する金融機関の通帳 ※2
- ・ 亡くなった方と請求する方が別世帯の場合は「生計同一についての別紙の様式」 ※3

※1 平成27年10月5日から、希望者については住民票に個人番号の記載が可能となります。しかし、日本年金機構においては現在、個

人番号の利用や受け取りができなかったため、請求書等に添付する住民票(記載事項証明書を含む)については個人番号の記載のないものの提出をお願いします。なお、住民票コードについては引き続き、記載されたものをご提出いただけます。

※2 金融機関から口座の証明を受けた場合は添付の必要はありません。キャッシュカードや金融機関が発行する書類のコピー(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人のフリガナが確認できるもの)等で替えることもできます。また、ネット銀行については受け取りできない銀行もあるためご注意ください。

※3 亡くなった方と請求する方が同一世帯でなかった場合は、「生計同一についての別紙の様式」の添付が必要です。

未支給年金を受け取る遺族がない場合

死亡届を提出して頂く必要がありますので、次の書類をお持ちください。

- ・ 亡くなった方の年金証書
- ・ 死亡の事実を明らかにできる書類(戸籍抄本、市区町村長に提出した死亡診断書(死体検案書等)のコピー)

提出の注意点

提出先は、年金事務所または市町村役場です。

提出が遅れると、年金を多く受け取りすぎることとなり、後でお返しいただく場合があります。年金を受けている方が亡くなったときは、すみやかに提出してください。



◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話 34-2121 内線 413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話 0166-72-5002